

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第13号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(徴税吏員の任命)</p> <p>第4条の2 次に掲げる職員（<u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法（昭和26年法律第261号）第28条の5又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第4条の規定に基づき採用された職員を除く。）</u>を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、当該職員である間、条例第4条の徴税吏員に命ぜられたものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(中間申告納付に係る法人の事業税のみならず課税の通知)</p> <p>第39条 [略]</p>	<p>(徴税吏員の任命)</p> <p>第4条の2 次に掲げる職員（地方公務員法（昭和26年法律第261号）<u>第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、当該職員である間、条例第4条の徴税吏員に命ぜられたものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(中間申告納付に係る法人の事業税のみならず課税の通知)</p> <p>第39条 [略]</p> <p><u>(法人事業税交付金の交付の通知)</u></p> <p><u>第39条の2 知事は、法第72条の76の規定により県内の市町村に対し法人事業税交付金を交付する場合は、別に定める様式による法人事業税交付金交付通知書により当該市町村の長に通知するものとする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。